

加入額の目安について（建物等再取得額－他共済（保険）加入額）

災害時にお支払いする共済金は、加入割合に応じた支払いになります。
建物、家財、農機具については再取得価額いっぱいのご加入をおすすめします。

1. 建物の加入の目安（建物の用途別目安額）

建物の用途・造から1㎡あたりの単価を確認して目安額を算出します。

用 途	1㎡単価	用 途	1㎡単価	用 途	1㎡単価
一般住宅（木造）	171,000円	工場・倉庫（木造）	90,000円	簡易付属建物	54,000円
耐火住宅（鉄骨）	198,000円	工場・倉庫（鉄骨）	117,000円	店舗	162,000円
耐火住宅（コンクリート造）	243,000円	土 蔵	216,000円	事務所	153,000円

用途・造

万円 / ㎡

×

延面積

㎡

=

建物の目安額

万円

建物は、材料・造りによって価額差がありますので、実勢価額に応じて目安額にしてください。

2. 家財の目安（日常生活上必要な家庭生活用具（営業用什器は除く））

世帯及び大人の人数から家財に必要な目安額を算出します。

単位：万円

世帯人数	单身	2 人		3 人			4 人				5 人			
大人（※）	－	1 人	2 人	1 人	2 人	3 人	1 人	2 人	3 人	4 人	～2 人	3 人	4 人	5 人
66㎡未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
66～132㎡	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
132㎡～231㎡	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
231㎡以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

【補償の対象とならないもの】
・自転車・通貨、有価証券、預貯金証券・貴金属及び書画
・骨董品その他美術品で一個又は一組 30 万円を超えるもの
・動物、植物・加入時に「除く。」旨が記載されている物

家財の目安額

万円

※大人とは 18 歳以上の世帯員をいいます。ただし、学生は除きます。

3. 農機具の目安（建物に收容され、加入者が所有又は管理するもの）

農機具に必要な目安額を算出します。

加入する建物に格納している農機具の調達時の価額を元に加入する
共済金額を算定します。

農機具の目安額

万円

建物の目安額

万円

+

家財の目安額

万円

+

農機具の目安額

万円

=

全体の目安額

万円

加入限度額と掛金の目安

共済の種類	物件別		普通物件			特殊一般物件			特殊割増物件		
	建物、收容の家財類、農機具		住宅、アパート、マンション、住宅に付属する農作業場、納屋、倉庫、畜舎などの建物 集会場、公民館(100坪以内)			店舗、併用住宅、民宿、旅館、神社、寺院、事務所、キノコ培養所、集会場、公民館(100坪を超える)			製材場 葉煙草乾燥 穀類・雑穀乾燥 (火力乾燥)		
	1棟当たり 加入限度額	火災	6,000万円			6,000万円			6,000万円		
		総合 セット	4,000万円 10,000万円			4,000万円 10,000万円			4,000万円 10,000万円		

加入額1,000万円当たりの掛金です。（年額：円）

火災	物件別		普通物件			特殊一般物件			特殊割増物件		
	建物の構造		一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A
	基本契約		6,900	4,300	2,400	11,800	6,600	2,600	30,800	14,600	4,600
	費用不担保特約		5,800	3,600	2,000	9,900	5,600	2,200	25,900	12,300	3,900
	基本＋ 臨時費用 担保特約	10%	7,400	4,600	2,600	12,700	7,100	2,800	33,100	15,700	4,900
		20%	7,900	4,900	2,700	13,400	7,500	2,900	35,100	16,600	5,200
	30%		8,100	5,100	2,800	13,900	7,600	3,000	35,900	16,900	5,300

総合	物件別		普通物件			特殊一般物件			特殊割増物件		
	建物の構造		一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A	一般造	耐火造 B	耐火造 A
	基本契約		21,900	19,900	18,400	25,700	21,700	18,500	40,700	27,900	20,100
	費用不担保特約		20,400	18,700	17,400	23,700	20,200	17,500	36,600	25,600	18,800
	基本＋ 臨時費用 担保特約	10%	23,500	21,300	19,600	27,800	23,300	19,700	44,500	30,300	21,500
		20%	24,000	21,700	19,900	28,500	23,800	20,000	45,900	31,000	21,900
	30%		24,400	22,000	20,200	28,900	24,100	20,300	46,800	31,500	22,200

※「新価特約」「自動継続特約」を付帯しても掛金は同じです。
※「小損害実損填補特約」を付帯する場合の付加掛金額は、1 契約ごとに、次の定額となります。◇火災共済 30万円:500円 50万円700円 ◆総合共済 30万円:1,450円 50万円:2,500円 小損害実損填補特約と他の特約をあわせて付帯する場合、掛金が変わる場合があります。

◇収容農産物補償特約の掛金（総合共済加入で付帯できます。）

	保障限度額	1口当たり掛金	対象品目
Aタイプ:一時保管(120日以内)	1建物、1品目、1口100万円	1,000円	米、麦
Bタイプ:通年保管	加入限度口数 5口	3,000円	大豆

○現在のご加入は「包括加入」？

「包括加入」とは、建物と家具類等を、一括でご加入している加入方式です。建物の再取得価額と、家族構成によりそれぞれの共済金額が按分されます。

建物と家具類等の加入額を明確にすることで、家具類等についても十分な補償を!! 家具類等のみの加入はできません。建物と家具類等の加入額を分けてお申込みをお願いします!!

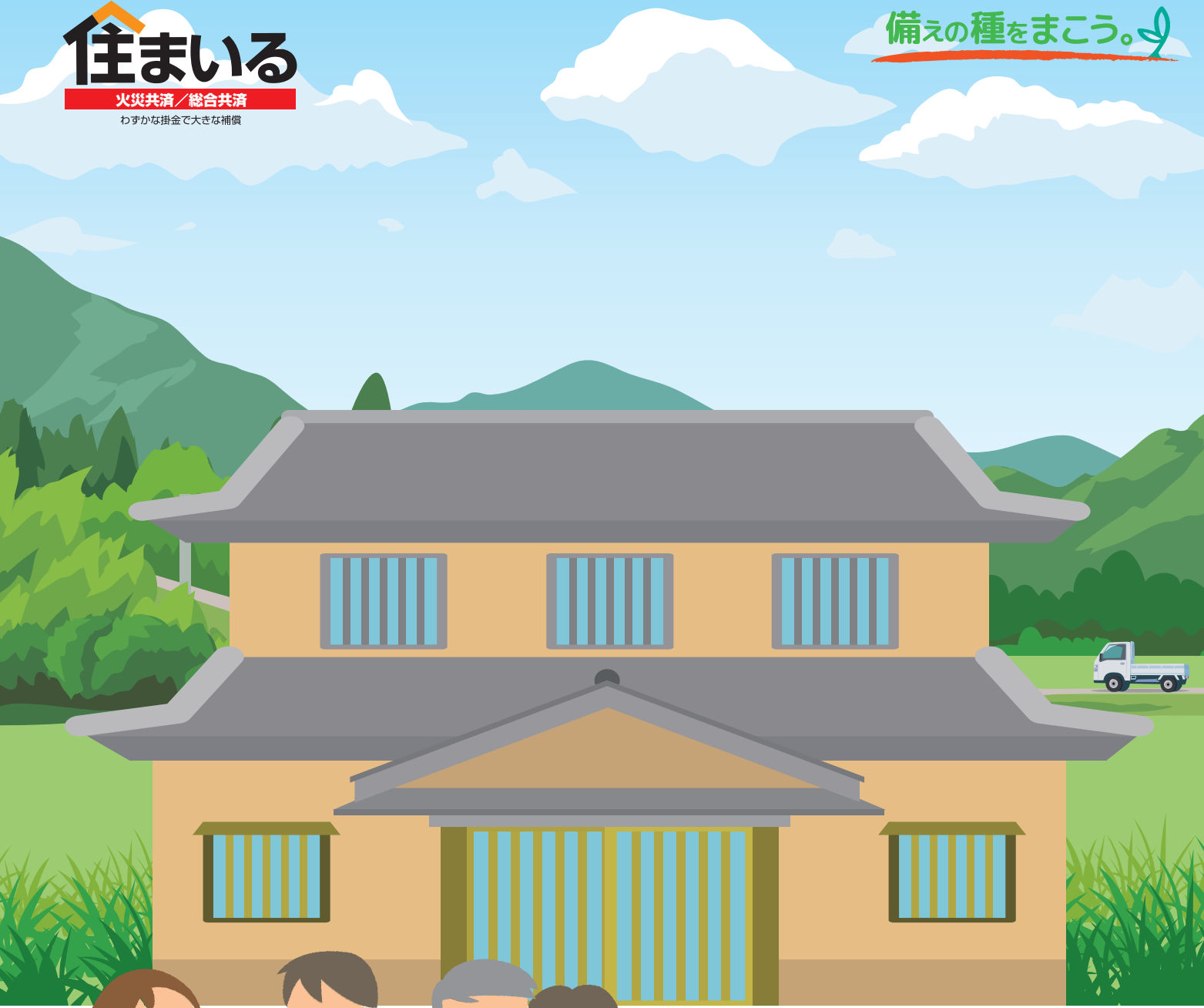
なお、総合共済は、必ず建物と家具類の加入額を分けてお申込みをお願いします。

＜ご留意いただきたい事項＞

- 引受できない（加入できない）物件
●キャバレー（ナイトクラブ含む）●ライブハウス等 ●公衆浴場（相対で接客）●劇場（演芸場含む）●映画館
●ダンスホール・ディスコ ●博覧会・見本市 ●ゲームセンター等 ●ビニールハウス・ビニール製温室 ●発電室（出力 100kW 以上）
●工場・作業場→作業規模「動力設備：50kW 以上」「電力設備：100kW 以上」「作業人員：常時 50 人以上」
●空き家（居住するための家財がなく、すぐの再使用が不可。管理が十分されていない建物）
- 引受（加入）の制限を受ける物件
●すでに一部に被害を生じ、いまだ復旧されていない建物 ●共済事故の発生することが、相当の確実をもって見通されると判断される場合
- 被害が発生した場合は、遅滞なく「被害申告」をお願いします。事故通知が遅れ、事故・損害の確定ができない場合は、共済金のお支払いができなくなる場合があります。

建物共済にご加入いただける方は、長野県の区域内に住所を有する「農業に従事する」方々です。

安心のネットワーク NOSAI長野			ご不明な点・お申込みは最寄りの支所までお問い合わせください
■佐久支所 〒384-2102 佐久市塩田 390 TEL 0267-58-2580 FAX 0267-58-2581	■上伊那支所 〒399-4431 伊那市西春近 2526 TEL 0265-73-2221 FAX 0265-73-9181	■松塩筑支所 〒390-0851 松本市大字島内 1666-777 TEL 0263-40-2503 FAX 0263-48-0750	■北信支所 〒389-1105 長野市豊野町豊野 631 (長野市豊野支所庁舎 2 階) TEL 026-219-2890 FAX 026-215-3031
■上小支所 〒386-0151 上田市芳田 1817-2 TEL 0268-35-3333 FAX 0268-36-4154	■下伊那支所 〒395-0803 飯田市鼎下山 331 TEL 0265-23-7600 FAX 0265-23-7632	■安曇野支所 〒399-8211 安曇野市堀金烏川 2661-2 TEL 0263-72-5192 FAX 0263-72-5191	■更埴出張所 〒389-0804 千曲市大字戸倉 2388 TEL 026-214-3258 FAX 026-214-3236
■諏訪支所 〒391-0013 茅野市宮川 4392-1 TEL 0266-73-3211 FAX 0266-73-3214	■木曾支所 〒397-0001 木曾郡木曾町福島 2420-2 TEL 0264-24-2367 FAX 0264-24-3122	■北アルプス支所 〒398-0002 大町市大町 1630-1 TEL 0261-22-8488 FAX 0261-22-8240	■本所 長野県農業共済組合 〒380-0935 長野市大字中御所字岡田 79-5 TEL 026-217-5800 FAX 026-217-5816 URL https://www.nosai-nagano.or.jp



NOSAIの
建物共済

火災等から大切な財産を守る

建物・家具類・農機具をあわせて

火災共済

6,000万円

までご加入できます。



損害共済金は

ご契約金額、損害の額を限度にお支払いします。

損害の額

×

ご契約金額(共済金額)

÷

共済価額※ × 80%

ご契約金額(共済金額)が共済価額の80%以上であるときは、損害の額が損害共済金となります。

(※)共済価額とは、現在所有または管理している建物等と同等のものを建築あるいは購入するのに必要な価額をいいます。

あわせて1億円までご加入できます。補償期間は共に1年間です。

(共済責任開始日の午後4時から、1年後の午後4時までです。)

【特約各種】(ご希望に応じて選択できます)

① 新価特約	共済事故が発生した場合、建物や家具類の再建築価額・再取得価額等(新価額)を基に、損害の額や損害共済金を算出します。(居住物件、または減価割合が50%以下の物件に付帯できます。)
②小損害実損填補特約	・30万円又は50万円のうちから選択した額以下の小損害事故を対象に、実損害額を補償します。 ・共済目的及び共済責任期間が同一で、共済金額の合計が1000 万円以上であれば特約を付帯できます。(総合+火災のセット加入は、いずれかに付帯) ・追加掛金は共済金額に関係なく、火災共済が30万円で500円、50万円で700円、総合共済が30万円で1,490円、50万円で2,500円となります。
③自動継続特約	・継続手続きを「簡略化」できる特約です。継続(更新)回数は2 回から9 回です。本特約による更新時には、掛金の払込みに「14 日間」の猶予があります。
④臨時費用担保特約	・臨時の費用として損害共済金に、加入時に選択した10%、20%、30%を乗じた額(1建物、250万円限度)が支払われます。(地震等事故除く) ・共済事故により加入者等が被害の日から200日以内に死亡、または後遺障害を被ったときは1名ごとに、ご契約金額(共済金額)の30%(1事故、1名につき200万円限度)の死亡・後遺障害費用共済金が給付されます。
⑤収容農産物補償特約 (総合共済のみ)	・建物に係る補償とは別に、倉庫、納屋等に保管されている「米」「麦」「大豆」のうち、選択した品目ごとに1 口あたり100 万円で、5 口までご加入いただけます。 ・「一時保管タイプ(保管期間が120 日以下)」と「通年保管タイプ」があります。 ・対象となる損害は、総合共済で補償される共済事故で損害が発生した場合です。
⑥費用共済金不担保特約	・基本契約に含まれている各種費用共済金を除外する(お支払いをしない事とする)特約です。

【各種費用共済金】(基本契約に含まれます)

① 残存物取片付け費用共済金	残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。(地震等を除く)(実費額。ただし、損害共済金の10%を限度)
②特別費用共済金	全焼・全損(損害割合が80%以上)になった場合にお支払いします。(共済金額の10%。ただし、1棟につき200万円を限度)
③損害防止費用共済金	消火活動など、損害の防止・軽減のために支出した費用があった場合にお支払いします。
④地震火災費用共済金	火災共済にご加入し、地震による火災により、建物が半焼以上、家具類が全焼となった場合にお支払いします。(共済金額の5%)
⑤失火見舞費用共済金	加入する建物が火元になり、第三者の建物などに損害を与えた場合にお支払いします。(1 世帯あたり50 万円。ただし、1 事故につき共済金額の20%を限度)
⑥水道管凍結修理費用共済金	水濡れを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費でお支払いします。(1 共済事故ごとに10 万円を限度とします。)

幅広く自然災害にも対応します

建物・家具類・農機具をあわせて

総合共済

4,000万円

までご加入できます。



損害共済金は

ご契約金額、損害の額を限度にお支払いします。

火災などで損害を受けた場合

火災共済と同じ計算方法でお支払いします。

風水害などで損害を受けた場合

●損害の額が共済価額の80%未満であるとき

●損害の額が共済価額の80%以上であるとき

[損害の額-(共済価額の5%又は1万円のいずれか少ない額)]

×

ご契約金額(共済金額)

÷

共済価額

×

損害の額

×

ご契約金額(共済金額)

÷

共済価額

※【注意】地震・噴火は、建物に5%以上の損害が発生した場合に支払いになります。また、家具類は70%以上の損害が発生した場合に支払いになります。